○九州地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
行橋市大字道場寺字狩矢一三二三番三二から同市大字稲童字城尾八番五まで	前	一〇・六九～一五・七二メートル	〇・二八九キロメートル
	後	一〇・六九～四五・六三メートル	〇・二八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	行橋市大字道場寺字狩矢一三二三番三二から同市大字稲童字城尾八番五まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○九州地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	阿蘇市赤水字小割前八〇五番一から同市赤水字小割前八一〇番一一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
二百二十号	垂水市牛根境字川上一三五五番九から同市牛根境字磯口八六〇番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
二百二十号及び四百四十八号	志布志市有明町野井倉字押切七九九七番一から同市有明町野井倉字押切七九七五番一まで	〃
二百二十四号	鹿児島市東桜島町一二九〇番一から同市東桜島町一二四〇番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市海潟字門ノ口二二七〇番一から同市海潟字杉山二五〇二番一まで	前	一三・三〇～二六・七〇メートル	〇・四二八キロメートル
	後	一三・三〇～二六・七〇メートル	〇・四二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
玉名市中字田嶋一三三六番二から同市中字河原一一七七番四まで	前 A	一三・〇〇～二三・六一メートル	〇・一一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一三・〇〇～二三・六一メートル	〇・一一〇キロメートル	
	A	一二・〇〇～三四・八七メートル	〇・〇七八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山本　茂己

(2)　変更年月日

平成二十六年二月一日

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市隼人町真孝字中島二〇七五番一九から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番六六まで	前	二一・九〇～三〇・二四メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	二二・八九～四一・二六メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市海潟字門ノ口二二七〇番一から同市海潟字杉山二五〇二番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日